

市内事業所の皆さんへ

消費税対策プレミアム付き商品券の 利用取扱店を募集します



甲 商工・企業立地課商工観光係(南別館3階) ☎72-2111

10月の消費税率引上げに伴い、低所得者・子育て世帯を対象に「消費税対策プレミアム付き商品券」を販売します。これに伴い、商品券を利用できる取扱店を募集します。

※この商品券は、小郡市商工会が例年発行している「プレミアム付き商品券『将軍藤小判』」「プレミアム付き住宅リフォーム券」とは別のものです

■登録できる店 小売店、飲食店、サービス店などの市内事業所

■登録手数料 無料

■申込方法

市ホームページ(ホーム▶イベント・観光・産業▶商工業▶消費税対策プレミアム付き商品券の利用取扱店を募集します)の「登録申込入力フォーム」に必要な事項を入力し、送信してください。

＜市ホームページで申込みができない場合＞

窓口振込口座(金融機関名、本・支店名、預金種類、口座番号、口座名義)が確認できるものを持参し、お申し込みください。

※これらの方法で申込みができない場合は、お問い合わせください

申込みの際に提供いただいた情報は、消費税対策プレミアム付き商品券事業の各種連絡、運営管理などに利用するほか、店名や住所などは、取扱店一覧チラシに掲載し、市ホームページなどに掲載します

■申込締切 6月25日(火)

■換金方法(予定)

市が委託する業者に必要書類を郵送し、後日口座に振り込みます(郵送料・振込手数料は市が負担)。振込は、おおむね1か月に1回を予定しています。

※申込受付後、取扱店へ取扱店登録通知書を郵送します。その際に、換金方法の詳細をお知らせします

《消費税対策プレミアム付き商品券の概要》

発行券種	1冊500円×10枚組(販売価格4,000円)
発行総額	約2億4千万円
販売期間(予定)	令和元年10月1日(火)～令和2年1月31日(金)
利用期間(予定)	令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
商品券の利用対象にならないもの	<ul style="list-style-type: none">●出資や債務の支払(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)●換金性の高いものの購入(有価証券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど)●たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこの購入●事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品などの購入、事業用資産のリフォーム代金の支払など●不動産に関する支払(土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)など)●現金との換金(おつりを含む)、金融機関への預入れ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に関する支払(料亭など明らかに飲食の提供が主な目的の店を除く)●特定の宗教・政治団体に関するもの●公序良俗に反するもの

商品券の概要をご確認のうえ、お申し込みください

